

人ある限り人権を

No.14



発行：部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1(倉吉市人権政策課内)

TEL 0858-22-8130 / FAX 0858-23-9100

E-mail jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

2021年度部落解放・人権政策確立要求第1次中央集会

東京地裁、「全国部落調査」の公開は違法行為

ネットも含め一切の公開と出版を許さず、

損害賠償請求を認める

東京地方裁判所で2016年春から5年、「全国部落調査」復刻版出版事件裁判の判決言い渡しが行われ、「全国部落調査」の発行、販売の禁止、ネット上での情報公開の禁止、削除命令、原告側の損害賠償請求を認める内容となった。

部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会から2021年度第1次中央集会への参加要請があり、2021年10月28日(木)に、東京都・日本教育会館・一ツ橋ホール(東京都千代田区)において開催され、



全国から432人が参加し、鳥取県

実行委員会から宮脇正道湯梨浜町長

(県実行委員会副会長)、解放同盟県

連からは坂根副委員長、長束書記長、

前田県連執行委員、下吉倉吉市協議

会事務局局長が参加した。新型コロナウイルス

ウィルス感染防止のため、来賓あいさつや国会議員要請行動は中止された。

集会では、組坂繁之中央実行委員

会副会長の開会あいさつ、主催者あ

いさつを佐々木基文高野山真言宗社

会人権局長が代読し、基調提案は西

島中央書記長が行った。その後、特

別報告として「全国部落調査復刻版

出版事件」裁判闘争の取組として、

片岡明幸中央副委員長から報告が

あった。

今集会は、コロナ禍により1年半



ぶりに開催した集会であり、また、

「全国部落調査復刻版出版事件」の裁

判判決後の集会として、今後の取組

を確認する意義を持った集会であつ

た。片山中央副委員長の報告では、

判決については勝訴であるが、部落差別の実態が十分に反映されたもの

ではなく、「プライバシーの侵害」

のみを判断基準としており、差別の

現実を社会問題として捉え、差別を

なくする判決を控訴審で勝ち取らね

ばならないと語られ、また、10月11

日に控訴手続きを行ったこと、控訴

審の東京地裁では、主に書面審査が

行われるであろうこと、3月までに

は何かの判決が出されるであろ

うとの見通しであると発表された。

この控訴審では、「差別をされない権利」について大きく前進させていくことの必要性、国に対する「差別禁止法」の制定を求め、通信事業者に対する要請などの必要性が報告された。

報告内容

東京地裁判決の骨子

1 「全国部落調査」、「復刻・全国部落調査」、「全国部落解放協議会5年の歩み」のうち25都府県の部分については出版、販売、頒布してはならない。

2 ウェブサイト「全国部落調査」の画像ファイル、同PDFファイル



ル、同テキストファイルのうち25都府県については削除せよ。

3 ウェブサイトの25都府県については、今後ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化など一切の方法による公表をしてはならない。

4 被告は、原告219人に対して合計488万6,500円の損害賠償金を支払え。

(二人当たり5,500円) 44,000円)

5 被告らの反訴請求は棄却する。

地裁判決の成果

1 被差別部落の一覧表を公開することは、どんな都府県が対象であつても違法と判断した。

2 一覧表の公開は人格権を侵害する行為であり、賠償に加えて差し止めも認められると判断した。

3 「復刻版・全国部落調査」の公表に加え、「部落解放同盟関係人物一覧」の公表についても差し止めの必要性和公表による損害賠償を認められた。

地裁判決の問題点

1 「プライバシー権」、「名誉権」

は認められたものの「差別されない権利」を認めなかった。

2 アウティングの被害を理解していない。

3 現在の住所地・本籍地にかかわる原告のみの救済にとどまった。原告自身が自分の立場を明らかにして講演会等の活動をしている場合は、プライバシー権は認められない。議員も同じ。

4 「復刻版 全国部落調査」の日本列島全体の差し止めを認めず、一部都道府県を差し止めの対象外とした。

出版差し止めとなった県(25県)

栃木、群馬、埼玉、新潟、東京、神奈川、長野、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、愛媛、香川、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島

出版差し止めの対象外となった県

千葉、佐賀、長崎、富山、山口、三重の6県と原告のいない10県、愛知、徳島、岐阜、山梨、茨城、静岡、福島、秋田、福井、石川の合わせて16県

続いて、特別報告として、「兵庫



県丹波篠山市による差別動画削除に向けた取り組み」について橋本喜美男兵庫県連事務局長が報告を行い、丹波篠山市長がインターネット上の同和地区情報の流出について、掲載者に対し削除要請をしても削除されなかったことについて裁判を行い、相手方が削除に応じた事例について報告がなされ、市長及び自治会長の決断、弁護士を職員として採用していたことにより裁判がスムーズに行えた例について語られた。近年、インターネット上の人権侵害事象は目に余るものがあり、ネットモニタリングの推進など、毅然とした対応の推進が求められる。以上をもって第1次中央集会は終了した。